

## 令和8年度福岡県DVをやめたい方の暴力防止プログラム事業 企画提案公募実施要領

福岡県では、標記事業の実施を計画しています。本事業は委託により実施する予定であり、委託事業者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

なお、本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を実施しない、または事業内容を一部変更して実施することがあります。

また、本事業は国の補助金を財源として実施する予定です。国の交付決定内容によっては、事業内容を変更することがあります。

### 1 委託事業名

令和8年度福岡県DVをやめたい方の暴力防止プログラム事業

### 2 事業の目的

DV被害者支援の一環として、DV加害者に自らの暴力の責任を自覚させ、行動変容を促すためのプログラムを行うことにより、加害者側の行動変容を促し、関係を改善させ、暴力のない生活、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指す。

### 3 事業の内容

別紙「業務委託仕様書（案）」のとおり

### 4 事業実施期間

契約の日から令和9年3月31日まで

### 5 予算規模

4,205千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 6 参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 福岡県内に事業所（主たる事務所又は従たる事務所等）を有していること。
- (2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等を除く。）の法人格を持つこと。
- (3) 年間を通じてDV加害者への対応を行う体制を整備していること。
- (4) 令和6年3月1日から令和8年2月28日までにおいて、概ね6か月以上、DV加害者からの相談支援を行った実績があること。
- (5) DV被害者への支援について十分に理解しており、被害者の心身の安全を確保するために必要な情報提供や支援機関の紹介を行うノウハウがあること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (8) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 7 スケジュール（予定）

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| (1) 公募開始             | 3月10日（火曜日）      |
| (2) 質問の受付期限          | 3月16日（月曜日）13時まで |
| (3) 質問への回答（ホームページ掲載） | 3月17日（火曜日）      |
| (4) 企画提案書等提出期限       | 3月23日（月曜日）17時まで |
| (5) 審査会開催（書類審査）      | 3月下旬予定          |
| (6) 審査結果の通知          | 3月下旬予定          |
| (7) 契約締結             | 4月 1日（水曜日）予定    |

## 8 企画提案公募実施手続

### (1) 企画提案公募に関する質問受付

ア 受付期間 公募開始日から令和8年3月16日（月曜日）13時まで（必着）

イ 提出方法

（ア）「質問書」（様式3）を用いて、電子メールにより提出すること。

（イ）電子メールアドレスは、下記11のとおりとする。

（ウ）電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月17日（火曜日）を目処に県ホームページで公開する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

エ 説明会

本企画提案公募に係る説明会は実施しない。

### (2) 企画提案書の提出

ア 企画提案書類の様式及び提出部数

○ 提出書類

① 企画提案公募応募申込書（様式1）

② 企画提案書（任意様式、A4版、片面印刷）

③ 法人等概要調書（様式2）

※団体の定款・寄付行為等の写し、役員名簿を添付すること。

④ 経費の内訳がわかる資料（任意様式。予算規模の範囲内で記載すること。）

○ 提出部数

企画提案公募応募申込書は1部、その他は各5部

イ 提出期限 令和8年3月23日（月曜日）17時必着

ウ 提出方法 持参又は郵送（ただし、土日は受領できません。）

エ 提出先 下記11のとおり

### (3) 応募の無効

6に示した参加資格がない者、公募実施要領に定める手続きを遵守しない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。

### (4) その他

① 企画提案は、一者につき1提案までとします。

② 提出された企画提案書類は、委託先の選定のみを使用します。

③ 企画提案書類の作成に要した費用、その他参加に要した経費については、応募者の負担

とします。

- ④ 提出された企画提案書類は返却しません。
- ⑤ 企画提案書類の提出後に辞退する場合は、書面にて辞退届を提出してください。(任意様式)

## 9 委託先候補者の選定

### (1) 選定方法

令和8年度福岡県DVをやめたい方の暴力防止プログラム事業委託事業者選定委員会において企画提案書類の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った一者を選定します(プレゼンテーションは実施しません)。

なお、応募者が一者のみであった場合は、選定委員会において内容審査の上、適否を決定します。

また、担当部署において、企画提案書類の内容確認が必要と判断した場合、電話等で聞き取りを行う場合があります。

### (2) 審査項目

#### ○提案内容全般について

- ① DV加害者の特性やDV被害者支援の現状と課題を踏まえた内容であるか
- ② 仕様書の業務内容を踏まえ、本事業の目的と期待される効果を十分に理解して、事業実施方針を提案しているか
- ③ 実施内容に明確性、意欲、熱意があるか
- ④ 実施団体等の強みや特徴など本事業を行う上で有利と思われる事項があるか

#### ○事業実施内容について

- ① プログラムの実施内容や方法について具体的に提案しているか。
- ② プログラム参加の意思が強いDV加害者を的確に把握して動機付けを行う方法等、事業効果を高めるための方法を具体的に提案しているか。
- ③ 継続的にプログラムに参加させるための創意工夫があるか。

#### ○事業実施体制について

- ① DV加害者への相談支援の実績、ノウハウは十分か
- ② 適切な実施体制や必要な人員を確保できるか
- ③ 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか
- ④ 財務状況は良好か
- ⑤ 事業実施スケジュールに確実性はあるか
- ⑥ 行政や他の支援機関等と連携、協力しながら実施できる体制を構築しているか(連携する機関等があれば具体的に記入すること)
- ⑦ 緊急時の対応や苦情・クレーム処理に関する体制・対応方法が想定されているか

### (3) 選定結果の通知

審査の内容は非公開とし、選定結果のみ応募者に対して文書で通知します。

## 10 契約について

- (1) 委託先候補者と具体的な委託業務内容を協議し、最終的な仕様書等を確定させた上で、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認し契約を締結します。
- (2) 委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書を基本としますが、契約協議の過程で内容の修正を求めることがあります。

- (3) 委託先候補者との契約が不成立に終わった場合、次順位の者を委託先候補者として契約協議を行います。
- (4) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供しなければなりません。なお、この契約保証金又は担保は、契約が支障なく履行されたときは、還付いたします。
- また、次のいずれかに該当する場合は、これを免除します。
- ①福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合
  - ②過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。
- ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など財産取得となる経費は対象外とします。
- (6) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出していただきます。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

## 11 問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 女性支援・保護係（担当：福井）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3409 FAX：092-643-3392

E-mail：danjo@pref.fukuoka.lg.jp